

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

(1) 対象事件・合議体の構成

ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（**除外決定**、法3条1項）。平成21年においては、除外決定がされたものはなかった。

イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる（法2条2項、3項）。平成21年においては、すべての合議体が裁判官3人と裁判員6人で構成された。

(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起（起訴）することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない（法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回**

公判期日前の鑑定（法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表32ないし図表38のとおりである。また、平成21年中に終局した事件で第1回公判期日前の鑑定を行ったものはなかった。

イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**開廷回数・実審理期間**の平均や分布の状況は、図表40ないし図表43のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論），最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述），審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表45ないし図表56のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表57ないし図表60で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定），順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判

決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。平成21年においては、区分審理決定がされた事件はなかった。

ウ 評議

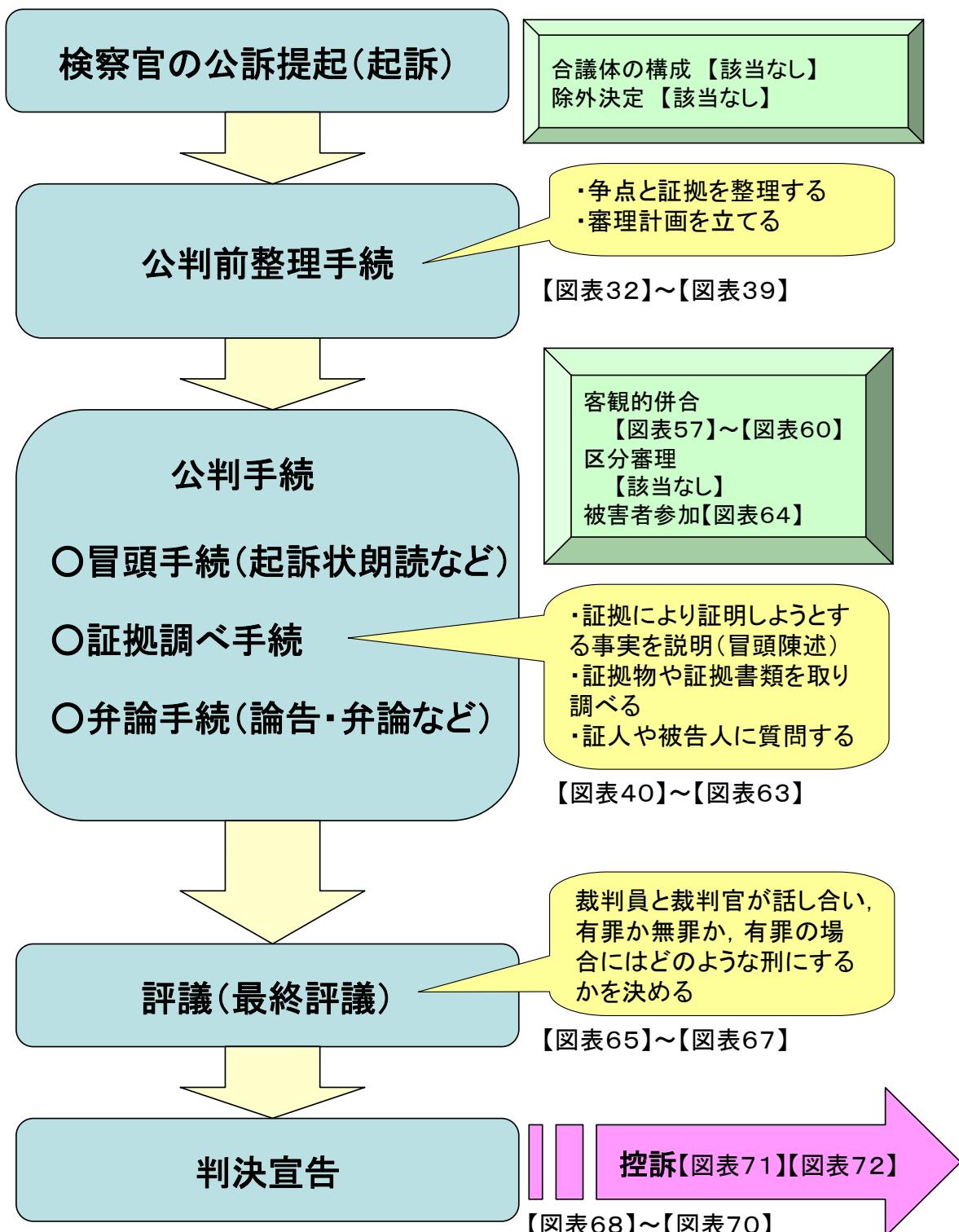
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間に、随時評議が行われることがあり（中間評議），それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表65ないし図表67のとおりである。

エ 裁判・控訴

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果の状況等は、図表68ないし図表72のとおりである。

なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

2 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、すべての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条の除外決定がなされたものはなかった。

図表29 合議体の構成別の判決人員（罪名別）

（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表30 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）

（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 罪名別の除外決定がされた判決人員

（該当なし）

(2) 公判前整理手続

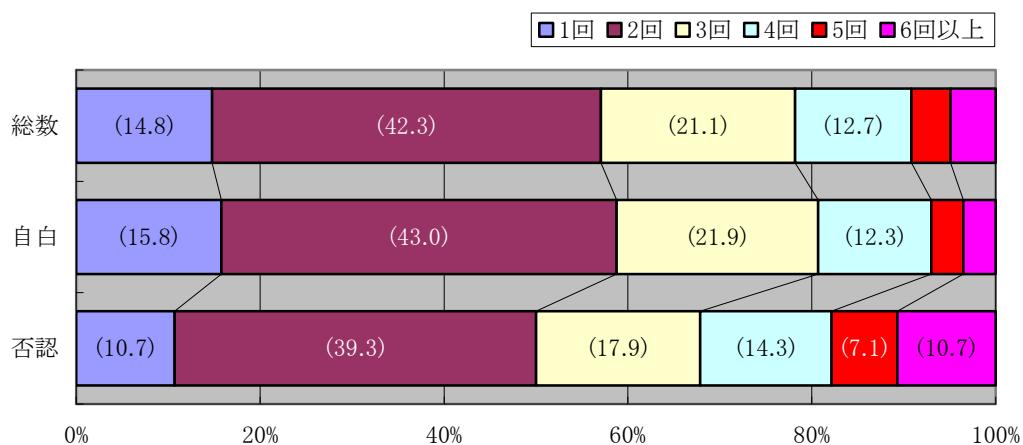
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表3-2のとおりである。同表には、平成18年から同20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をしたものはない。

図表3-2 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 142	(14.8) 21	(42.3) 60	(21.1) 30	(12.7) 18	(4.2) 6	(4.9) 7	2.6
自白	(100.0) 114	(15.8) 18	(43.0) 49	(21.9) 25	(12.3) 14	(3.5) 4	(3.5) 4	2.6
否認	(100.0) 28	(10.7) 3	(39.3) 11	(17.9) 5	(14.3) 4	(7.1) 2	(10.7) 3	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 ()は判決人員に対する割合(%)である。



(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別)(平成18年~20年累計)

判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手續期日回数(回)
	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

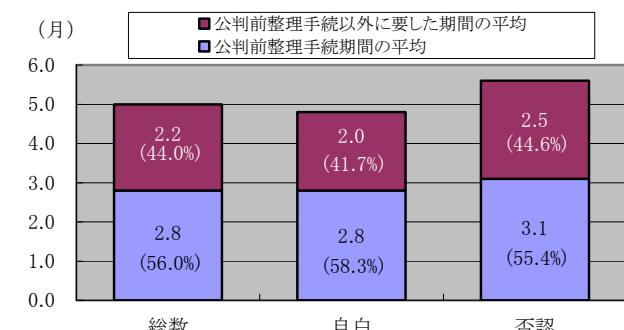
図表33 罪名別の第1回公判期日前の鑑定を行った判決人員
 (該当なし)

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表3-4ないし図表3-8のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表3-4には、平成18年から同20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表3-4 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
自白	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0
否認	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）

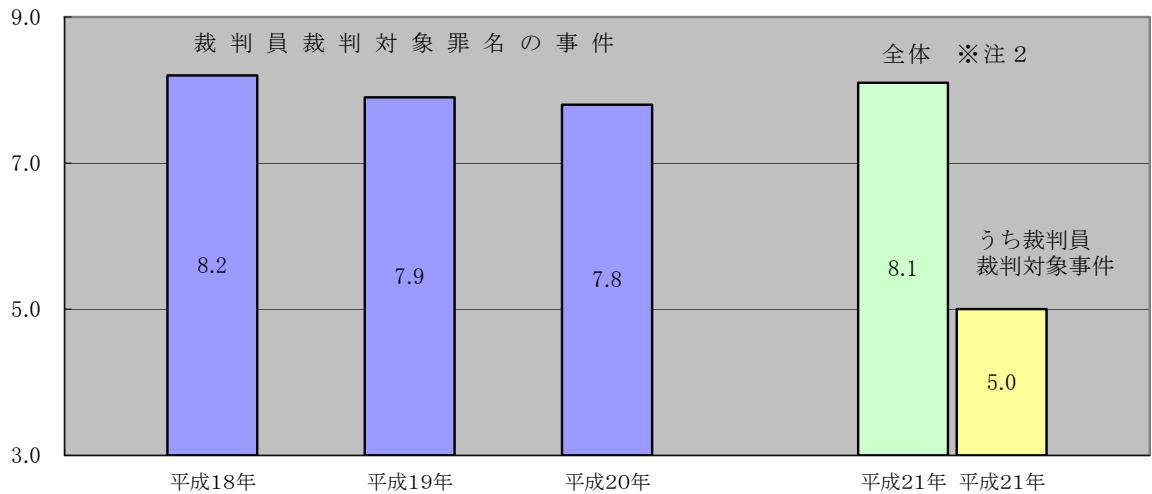
	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体 平均審理期間(月)
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	
総数	6.8	(45.6) 3.1	(54.4) 3.7	6.6	(45.5) 3.0	(54.5) 3.6	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(47.2) 2.5	(52.8) 2.8	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移

(月)



(注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。

2 「全般」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表35 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

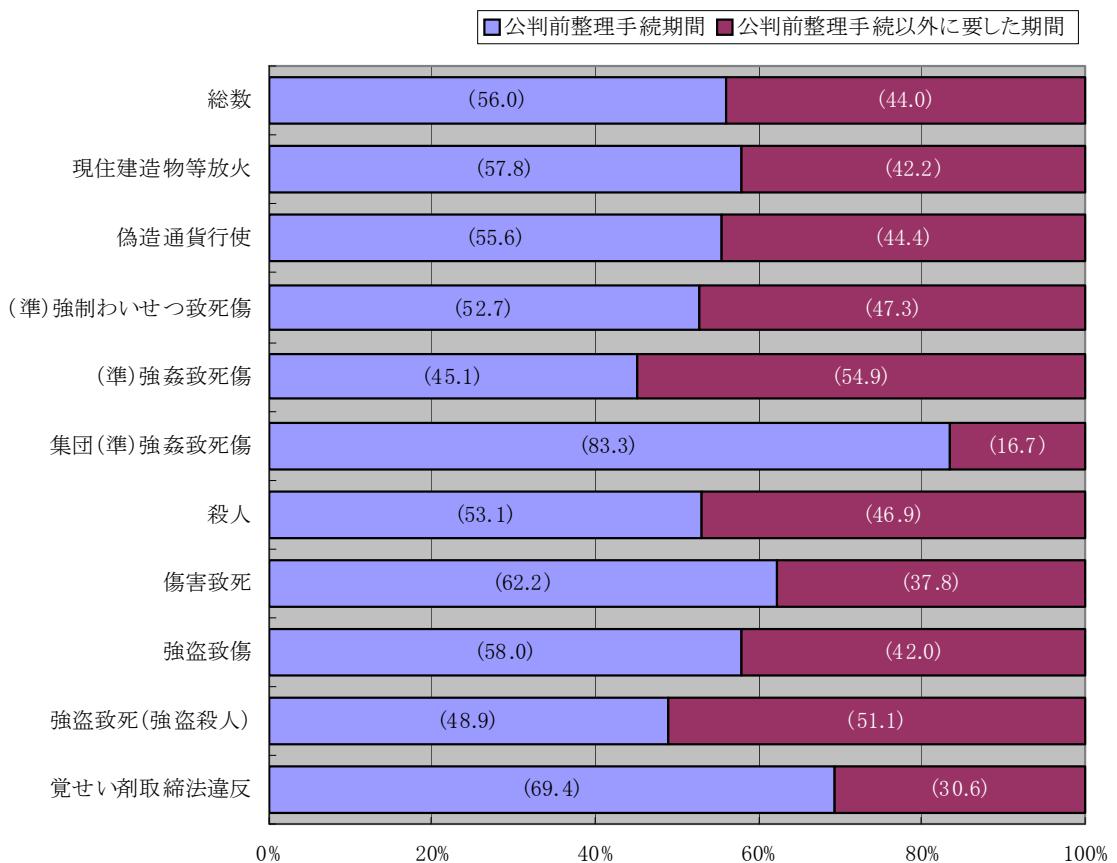
	総 数			自 白			否 認		
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0 2.8	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5
現住建造物等放火	4.5 2.6	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9	4.5	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9	-	-	-
偽造通貨行使	4.5 2.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0	4.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0	-	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	5.5 2.9	(52.7) 2.9	(47.3) 2.6	5.6	(53.6) 3.0	(46.4) 2.6	4.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0
(準)強姦致死傷	5.1 2.3	(45.1) 2.3	(54.9) 2.8	5.1	(45.1) 2.3	(54.9) 2.8	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5.4 4.5	(83.3) 4.5	(16.7) 0.9	4.5	(100.0) 4.5	-	6.8	(66.2) 4.5	(33.8) 2.3
殺人	4.9 2.6	(53.1) 2.6	(46.9) 2.3	4.6	(54.3) 2.5	(45.7) 2.1	5.6	(53.6) 3.0	(46.4) 2.6
傷害致死	4.5 2.8	(62.2) 2.8	(37.8) 1.7	4.5	(64.4) 2.9	(35.6) 1.6	4.5	(33.3) 1.5	(66.7) 3.0
強盗致傷	5.0 2.9	(58.0) 2.9	(42.0) 2.1	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0	5.9	(52.5) 3.1	(47.5) 2.8
強盗致死(強盗殺人)	4.5 2.2	(48.9) 2.2	(51.1) 2.3	4.5	(48.9) 2.2	(51.1) 2.3	-	-	-
覚せい剤取締法違反	4.9 3.4	(69.4) 3.4	(30.6) 1.5	4.7	(70.2) 3.3	(29.8) 1.4	5.4	(68.5) 3.7	(31.5) 1.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

3 本表には、判決人員が3人以上の罪名を挙げた。

主要罪名別の公判前整理手続期間の割合（総数）



図表3 6 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	10日 以内	20日 以内	1月 以内	1月15 日以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	6月を 超える	平均公判前 整理手續 期間(月)
総数	142	-	1	2	17	28	44	37	6	7	-	2.8
自白	114	-	1	2	13	24	37	30	3	4	-	2.8
否認	28	-	-	-	4	4	7	7	3	3	-	3.1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表3 7 第1回公判期日前の鑑定の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間
(該当なし)

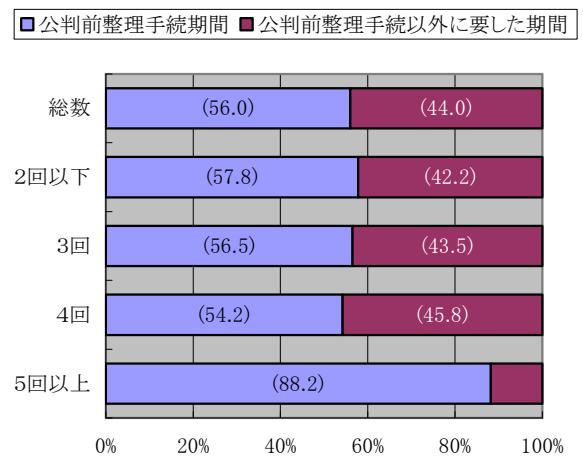
図表3 8 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決人員	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	142	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
2回以下	9	4.5	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9
3回	90	4.6	(56.5) 2.6	(43.5) 2.0
4回	35	5.9	(54.2) 3.2	(45.8) 2.7
5回以上	8	5.1	(88.2) 4.5	(11.8) 0.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

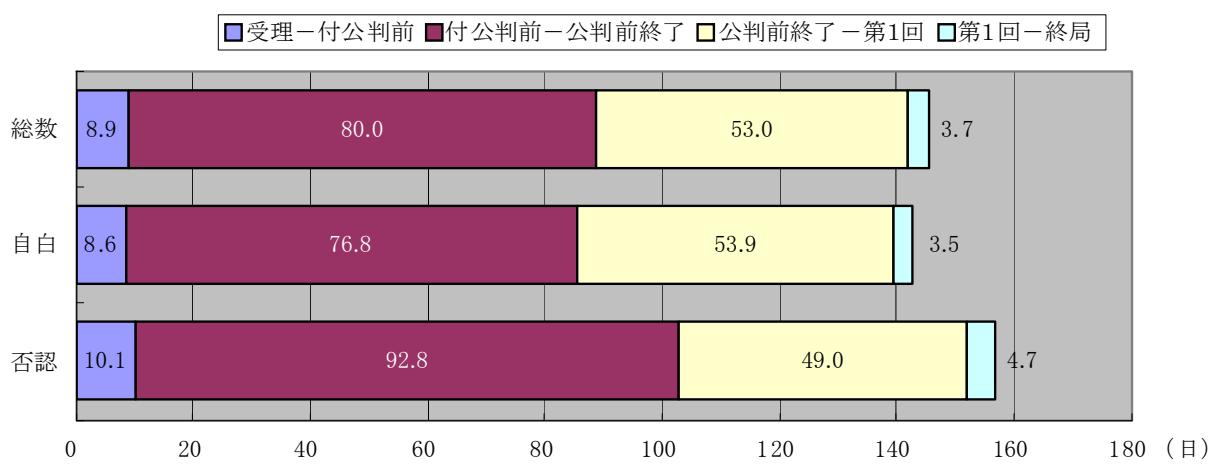
2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表3-9である。

図表3-9 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注)
- 1 刑事通常第一審事件票による。
 - 2 公判を開いた後に公判前整理手続に付された事件（例：非対象事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。
 - 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
 - 4 実日数の平均によるため、図表3-4、3-5の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表40のとおりである。また、図表41は、開廷回数の分布と実審理期間の分布をクロス集計したものである。

開廷回数^{*12}と実審理期間をクロス集計することにより、公判期日の指定の在り方（連日的に指定されているのか、ある程度の間隔をおいて指定されているのか等）についての傾向を把握することが可能となる。

図表40 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決人員	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	平均審理期間(月)
総数	142	4	32	54	36	16	-	-	5.0
自白	114	4	26	47	28	9	-	-	4.8
否認	28	-	6	7	8	7	-	-	5.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

*12 開廷回数には、公判準備期日（刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等が行われた期日）の回数が含まれるほか、1日の内で複数の期日が指定されることも考えられることから、開廷回数と実日数は、必ずしも一致しないが、概ね近似する。

図表4 1 実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布並びに平均実審理期間及び平均開廷回数

		判決 人員	開廷回数					平均開廷回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		142	9	90	35	7	1	3.3
実審理期間	2日以内	9	8	1	-	-	-	2.1
	3日	73	1	72	-	-	-	3.0
	4日	40	-	13	26	1	-	3.7
	5日	5	-	3	1	1	-	3.6
	6日以上	15	-	1	8	5	1	4.4
平均実審理期間(日)		5.0	2.1	3.2	9.8	6.4	12.0	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別及び自白・否認別）は、図表4-2及び図表4-3のとおりである。終局人員中に第1回公判期日前の鑑定が行われたものはなかったため、図表4-4は作成していない。

図表4-2 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

判決人員	開廷回数					平均開廷回数(回)	
	2回以内	3回	4回	5回	6回以上		
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
強盗致傷	42	2	29	9	1	1	3.3
殺人	33	1	17	15	-	-	3.4
覚せい剤取締法違反	16	1	11	2	2	-	3.3
現住建造物等放火	11	-	8	3	-	-	3.3
(準)強制わいせつ致死傷	9	2	5	2	-	-	3.0
傷害致死	8	-	7	1	-	-	3.1
(準)強姦致死傷	8	2	5	1	-	-	2.9
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	1	4	-	4.8
偽造通貨行使	4	1	3	-	-	-	2.8
強盗致死(強盗殺人)	3	-	3	-	-	-	3.0
建造物等以外放火	1	-	-	1	-	-	4.0
逮捕監禁致死	1	-	1	-	-	-	3.0
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4 3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

判決 人員	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
	2回以内	3回	4回	5回	6回以上		
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
自白	114	9	77	24	4	-	3.2
否認	28	-	13	11	3	1	3.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4 4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定の有無別）

(該当なし)

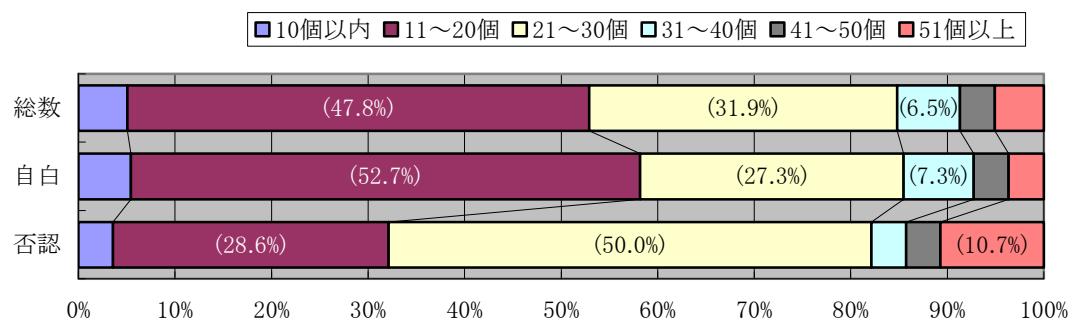
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数、取調べ証人数、罪名別の取調べ証人数、自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間、被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表45ないし図表50のとおりである（なお、平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については、図表56を参照。）。

図表45 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取 調べ証 拠数 (個)
		10個以内	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	
総数	138	7	66	44	9	5	7	23.8
自白	110	6	58	30	8	4	4	23.4
否認	28	1	8	14	1	1	3	25.3

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表4 6-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）

図表4 6-2 平均取調べ証人数（自白否認別）

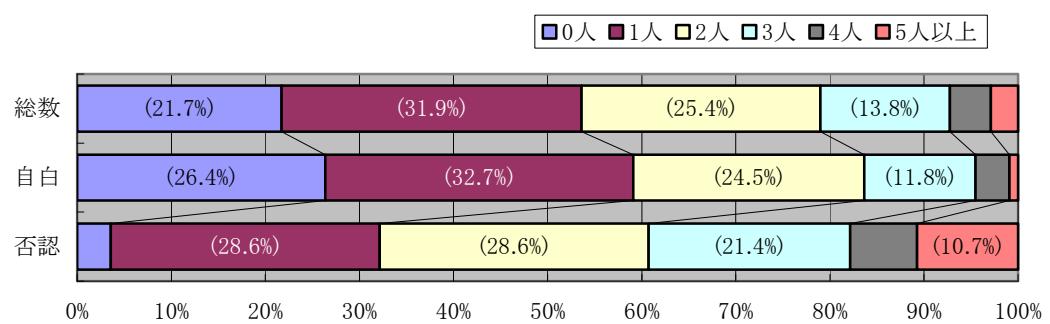
図表4 6-1

	終局件数	取調べ証人件数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
自白	110	29	36	27	13	4	1
否認	28	1	8	8	6	2	3

図表4 6-2

	平均取調べ証人数(人)
総数	1.6
自白	1.4
否認	2.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表47-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（罪名別）

図表47-2 平均取調べ証人数（罪名別）

図表47-1

	終局 件数	取 調 ベ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
強盗致傷	41	11	10	11	7	-	2
殺人	33	5	10	7	6	5	-
覚せい剤取締法違反	16	5	6	3	2	-	-
現住建造物等放火	11	1	5	3	1	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	9	1	4	4	-	-	-
傷害致死	8	1	2	2	2	1	-
(準)強姦致死傷	8	3	3	2	-	-	-
偽造通貨行使	4	2	1	1	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	1	-	1	1	-	-
集団(準)強姦致死傷	2	-	-	1	-	-	1
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	-	1	-	-	-	-
逮捕監禁致死	1	-	1	-	-	-	-

図表47-2

	平均取調べ証人数 (人)
総数	1.6
強盗致傷	1.6
殺人	1.9
覚せい剤取締法違反	1.1
現住建造物等放火	1.8
(準)強制わいせつ致死傷	1.3
傷害致死	2.0
(準)強姦致死傷	0.9
偽造通貨行使	0.8
強盗致死(強盗殺人)	1.7
集団(準)強姦致死傷	3.5
強盗強姦	1.0
建造物等以外放火	1.0
逮捕監禁致死	1.0

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

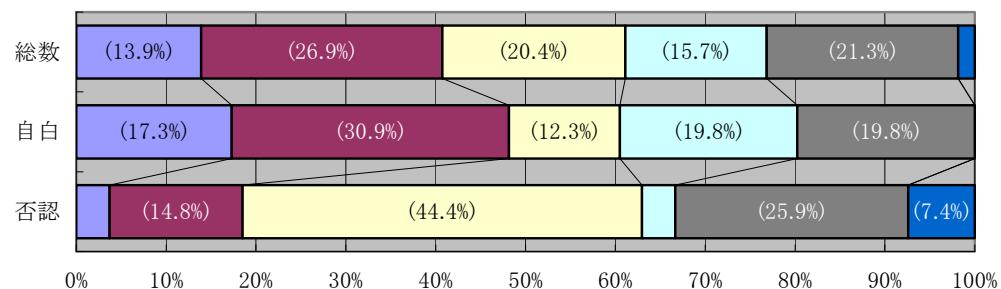
図表48 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 審 問 時 間							平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	108	15	29	22	17	23	-	2	92.1
自白	81	14	25	10	16	16	-	-	79.6
否認	27	1	4	12	1	7	-	2	129.6

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

■30分以内 ■60分以内 □90分以内 □120分以内 ■240分以内 ■300分以内 ■300分を超える

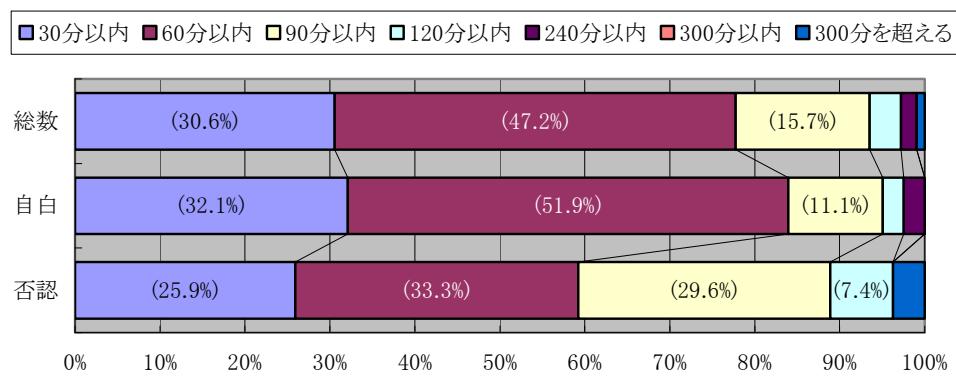


図表49 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たりの平均 証人尋問 時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	108	33	51	17	4	2	-	1	48.5
自白	81	26	42	9	2	2	-	-	43.8
否認	27	7	9	8	2	-	-	1	62.7

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

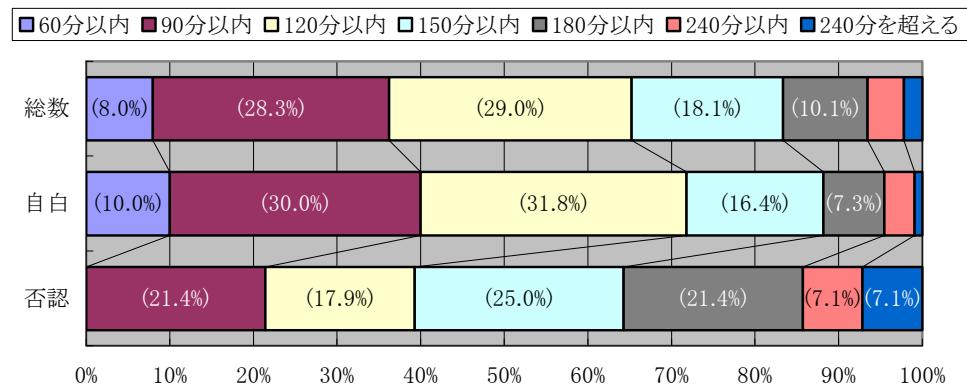
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表50 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告 人質問時 間(分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	138	11	39	40	25	14	6	3	114.5
自白	110	11	33	35	18	8	4	1	105.9
否認	28	-	6	5	7	6	2	2	148.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表51、図表52及び図表53のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表56を参照。）。

図表51 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 ベ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
開廷時間	5時間以内	20	6	8	5	1	-
	6時間以内	16	6	7	2	1	-
	7時間以内	12	4	2	3	3	-
	8時間以内	20	5	6	5	3	-
	9時間以内	13	4	2	4	3	-
	10時間以内	14	2	5	5	2	-
	11時間以内	18	1	10	4	2	1
	12時間以内	10	2	2	4	-	2
	12時間を超える	15	-	2	3	4	2

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表52 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 審 問 時 間						開廷時間に占める証人尋問時間の割合(%)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	108	15	29	22	17	23	2	16.5
開廷時間	5時間以内	14	4	9	1	-	-	14.5
	6時間以内	10	5	2	3	-	-	13.2
	7時間以内	8	1	2	3	2	-	17.3
	8時間以内	15	1	5	5	3	1	-
	9時間以内	9	-	3	1	5	-	16.1
	10時間以内	12	1	2	5	2	2	15.0
	11時間以内	17	3	5	1	1	7	-
	12時間以内	8	-	1	2	2	3	-
	12時間を超える	15	-	-	1	2	10	20.6

（注）1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表53 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間 に占める 被告人質 問時間の 割合(%)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	138	11	39	40	25	14	6	3	21.7
開廷時間	5時間以内	20	6	10	4	-	-	-	26.4
	6時間以内	16	3	5	5	3	-	-	27.8
	7時間以内	12	1	4	6	-	1	-	24.6
	8時間以内	20	-	6	9	3	2	-	24.2
	9時間以内	13	-	3	4	4	1	1	23.4
	10時間以内	14	-	3	4	1	5	1	22.1
	11時間以内	18	1	3	5	5	2	1	20.8
	12時間以内	10	-	2	2	4	2	-	18.6
	12時間を超える	15	-	3	1	5	1	3	16.9

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

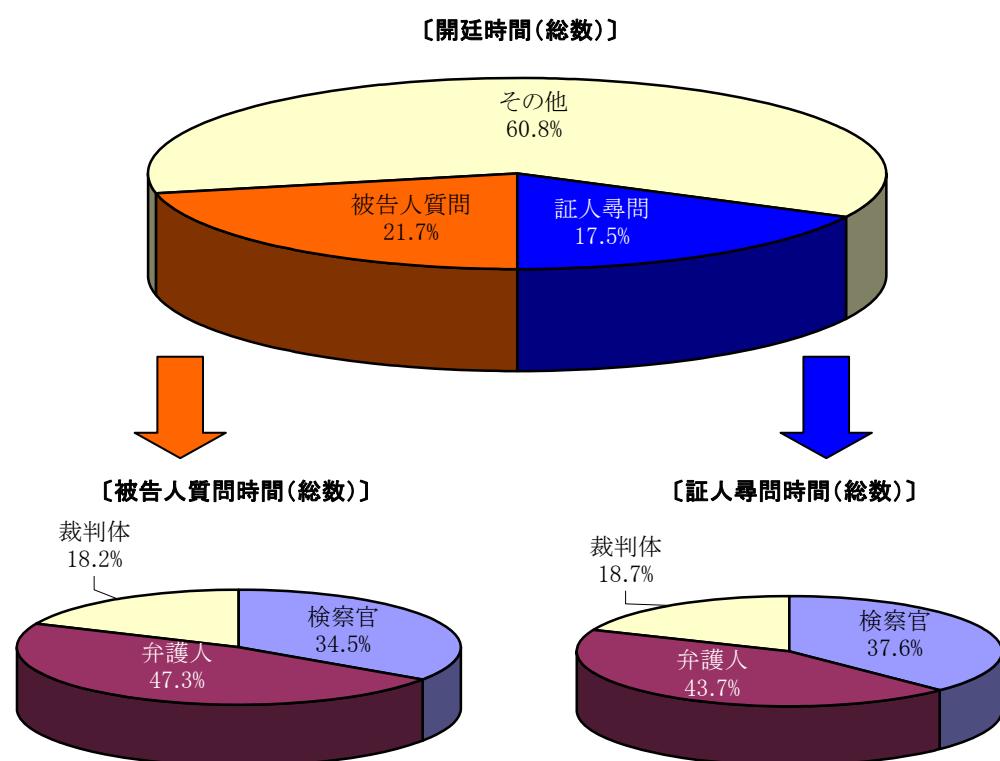
平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表54のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表55のとおりである。

図表54 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	うち検察官	うち弁護人	うち裁判体	平均被告人質問時間(分)	うち検察官	うち弁護人	うち裁判体
総数	526.9	92.1	34.6	40.3	17.2	114.5	39.5	54.2	20.8
自白	482.5	79.6	29.3	35.6	14.8	105.9	36.5	50.0	19.5
否認	701.3	129.6	50.7	54.3	24.6	148.4	51.1	71.0	26.3

(注) 1 刑事局への個別報告による概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表52と一致しない。

図表55 取調べ証人件数別の終局件数の分布（開廷回数別）

	終局 件数	取調べ証人件数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
開 廷 回 数	2回以内	9	4	3	1	1	-
	3回	89	24	32	19	13	1
	4回	35	2	7	15	4	5
	5回	4	-	2	-	1	-
	6回以上	1	-	-	-	-	1

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人件数を比較したものが、図表56である。

図表56 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人件数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人件数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	407.4	263.4	756.4	1.5	0.9	2.9
うち裁判員裁判対象事件	545.4	507.1	701.1	1.6	1.4	2.3

(注) 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。

2 図表54は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

3 取調べ証人件数は延べ人員で計上する場合があるため図表46-2とは異なる。

(5) 客観的併合

客観的併合がなされた事件における証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別、公訴事実の数別）は、図表57ないし図表60のとおりである。

図表57－1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ
証拠数（自白事件）

終局件数		取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	110	6	58	30	8	4	4	23.4
公訴事実の数	1個	64	5	39	15	2	1	22.0
	2個	29	1	15	10	2	1	21.5
	3個	8	—	3	3	1	1	26.5
	4個	5	—	—	1	2	1	41.4
	5個以上	4	—	1	1	1	—	31.0

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表57－2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ
証拠数（否認事件）

終局件数		取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	28	1	8	14	1	1	3	25.3
公訴事実の数	1個	17	1	6	6	1	1	25.8
	2個	8	—	2	6	—	—	21.1
	3個	2	—	—	2	—	—	22.0
	4個	—	—	—	—	—	—	—
	5個以上	1	—	—	—	—	—	57.0

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局
件数の分布並びに平均時間（自白事件）

		終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		110	4	13	20	35	22	7	9	164.5
公 訴 事 実 の 数	1個	64	2	9	13	17	12	3	8	168.8
	2個	29	1	2	6	11	5	3	1	157.0
	3個	8	1	2	-	3	1	1	-	146.8
	4個	5	-	-	-	3	2	-	-	178.8
	5個以上	4	-	-	1	1	2	-	-	169.3

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表58-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局
件数の分布並びに平均時間（否認事件）

		終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		28	-	-	1	8	7	4	8	273.3
公 訴 事 実 の 数	1個	17	-	-	1	5	4	2	5	287.2
	2個	8	-	-	-	2	1	2	3	279.4
	3個	2	-	-	-	1	1	-	-	172.5
	4個	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	-	-	-	1	-	-	190.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59－1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(自白事件)

		終局 件数	開廷回数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		110	9	76	24	1	-	3.2
公 訴 事 実 の 数	1個	64	6	45	12	1	-	3.1
	2個	29	1	22	6	-	-	3.2
	3個	8	2	3	3	-	-	3.1
	4個	5	-	4	1	-	-	3.2
	5個以上	4	-	2	2	-	-	3.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59－2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(否認事件)

		終局 件数	開廷回数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		28	-	13	11	3	1	3.7
公 訴 事 実 の 数	1個	17	-	9	4	3	1	3.8
	2個	8	-	2	6	-	-	3.8
	3個	2	-	1	1	-	-	3.5
	4個	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	1	-	-	-	3.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(自白事件)

	終局 件数	開廷時間						平均開廷 時間(分)
		360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数	110	34	10	14	13	8	31	482.5
公 訴 事 実 の 数	1個	64	21	7	9	8	3	467.6
	2個	29	9	3	3	3	8	500.9
	3個	8	4	-	-	1	1	432.4
	4個	5	-	-	1	-	-	598.0
	5個以上	4	-	-	1	1	1	541.8

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(否認事件)

	終局 件数	開廷時間						平均開廷 時間(分)
		360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数	28	2	2	6	-	6	12	701.3
公 訴 事 実 の 数	1個	17	2	1	2	-	4	732.4
	2個	8	-	1	2	-	1	713.1
	3個	2	-	-	1	-	1	520.0
	4個	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	-	1	-	-	440.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がなされたものはなかった。

図表61 区分審理決定のあった判決人員並びに審理及び裁判の数ごとの内訳

(該当なし)

図表62 開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数及び平均実審理期間（区分審理決定の有無別）

(該当なし)

図表63 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

(該当なし)

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表64のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、9人である。

図表64 裁判員裁判における被害者参加の状況

判決人員	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	19	23	22	11	17	18
殺人	6	7	7	1	6	7
集団(準)強姦致死傷	4	4	4	4	4	4
強盗致傷	4	5	4	2	2	2
傷害致死	2	4	4	3	3	3
(準)強制わいせつ致死傷	1	1	1	-	-	-
(準)強姦致死傷	1	1	1	1	1	1
強盗致死(強盗殺人)	1	1	1	-	1	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別、罪名別及び開廷回数別）は、図表65、図表66及び図表67のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

図表65 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決 人員	評議時間						平均評議 時間(分)	
	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える		
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
自白	114	18	40	37	16	3	-	377.3
否認	28	-	8	8	7	3	2	477.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

判決 人員	評議時間						平均評議 時間(分)	
	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える		
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
現住建造物等放火	11	2	3	5	-	1	-	380.9
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	1	-	629.0
偽造通貨行使	4	2	1	1	-	-	-	300.0
(準)強制わいせつ致死傷	9	2	1	4	1	1	-	410.0
(準)強姦致死傷	8	-	4	3	1	-	-	376.3
集団(準)強姦致死傷	5	-	1	-	4	-	-	472.8
殺人	33	3	10	13	6	-	1	401.4
傷害致死	8	1	4	2	1	-	-	370.0
逮捕監禁致死	1	-	-	-	1	-	-	540.0
強盗致傷	42	7	16	11	5	2	1	388.1
強盗致死(強盗殺人)	3	-	1	1	1	-	-	410.0
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	-	350.0
覚せい剤取締法違反	16	1	6	5	3	1	-	416.9

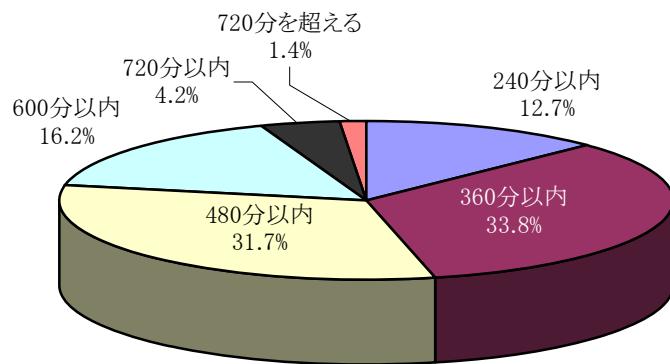
(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6.7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決 人員	評議時間						平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
開 廷 回 数	2回以下	9	5	3	1	-	-	276.1
	3回	90	13	36	25	11	5	379.2
	4回	35	-	8	17	8	1	447.4
	5回	7	-	1	2	4	-	465.6
	6回以上	1	-	-	-	-	1	845.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



4 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表68のとおりであり、主要罪名別の終局区分及び量刑分布状況は、図表69及び図表70のとおりである。

図表68 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決 人員	うち自白		うち否認	
			うち控訴		うち控訴
総数	142	114	36	28	11
強盗致傷	42	32	9	10	6
殺人	33	25	10	8	3
覚せい剤取締法違反	16	11	3	5	2
現住建造物等放火	11	11	4	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	8	2	1	-
(準)強姦致死傷	8	8	4	-	-
傷害致死	8	7	1	1	-
集団(準)強姦致死傷	5	3	-	2	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	2	-	-
建造物等以外放火	1	-	-	1	-
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-
強盗強姦	1	1	1	-	-

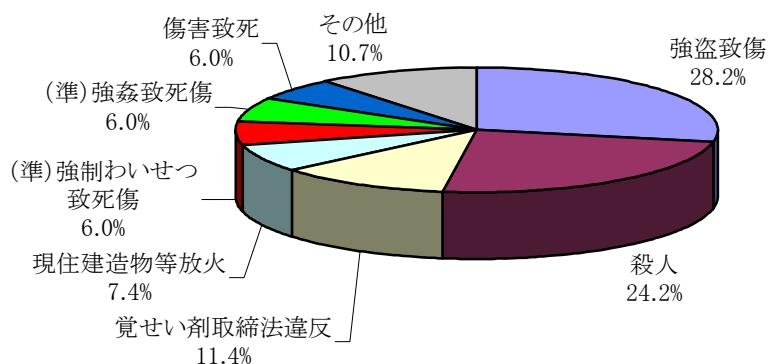
(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表69 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他
総数	149	142	-	-	7
強盗致傷	42	42	-	-	-
殺人	36	33	-	-	3
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	1
現住建造物等放火	11	11	-	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	1
傷害致死	9	8	-	-	1
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-
通貨偽造	1	-	-	-	1
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-
強盗強姦	1	1	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。



図表70 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

終局人員	終局区分別														控訴人員	控訴率(%)		
	有罪										懲役							
	有期懲役			有期徒役							3年以下							
	有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	うち 保護観察	無罪	その他			
総数	149	142	-	1	-	3	7	8	29	30	24	8	32	20	-	7	47	33.1
強盗致傷	42	42	-	-	-	-	-	-	11	11	13	2	5	5	-	-	15	35.7
殺人	36	33	-	-	-	1	7	5	2	7	5	-	6	3	-	3	13	39.4
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	-	-	-	1	8	6	1	-	-	-	-	1	5	31.3
現住建造物等放火	11	11	-	-	-	-	-	-	2	1	3	1	4	2	-	-	4	36.4
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	-	-	2	22.2
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	1	1	-	1	4	50.0
傷害致死	9	8	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	2	-	-	1	1	12.5
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
通貨偽造	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 禁錮刑の終局人員はない。

5 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表71及び図表72のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

図表71 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	第一審 終局 人員	被 告 人 側							檢 察 官						
		控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 續の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 續の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他
総数	149	3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期懲役	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	8	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち執行猶予	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち保護観察	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

3 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

4 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴申立人総数には計上した。

図表72 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	第一審終局人員	控訴審終局人員	控訴審の結果			
			控訴棄却	破棄差戻	破棄自判	取下げ
総数	149	3	1	-	-	2
死刑	-	-	-	-	-	-
無期懲役	1	-	-	-	-	-
有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-
	25年以下	3	-	-	-	-
	20年以下	7	1	-	-	1
	15年以下	8	1	1	-	-
	10年以下	29	1	-	-	1
	7年以下	30	-	-	-	-
	5年以下	24	-	-	-	-
	3年以下	40	-	-	-	-
	うち執行猶予	32	-	-	-	-
無罪	うち保護観察	20	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「控訴申立人員」には、控訴申立後、記録送付前に控訴取下げがあった人員を含む。

第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表73のとおりである。

図表73 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決 人員	私選弁護人 が選任され た人員	国選弁護人 が選任され た人員
総数	142	(21.1) 30	(82.4) 117
強盗致傷	42	(11.9) 5	(90.5) 38
殺人	33	(24.2) 8	(78.8) 26
覚せい剤取締法違反	16	(12.5) 2	(93.8) 15
現住建造物等放火	11	(9.1) 1	(90.9) 10
(準)強制わいせつ致死傷	9	(33.3) 3	(66.7) 6
(準)強姦致死傷	8	(37.5) 3	(75.0) 6
傷害致死	8	(50.0) 4	(50.0) 4
集団(準)強姦致死傷	5	(40.0) 2	(60.0) 3
偽造通貨行使	4	(25.0) 1	(75.0) 3
強盗致死(強盗殺人)	3	—	(100.0) 3
建造物等以外放火	1	—	(100.0) 1
逮捕監禁致死	1	(100.0) 1	(100.0) 1
強盗強姦	1	—	(100.0) 1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 () は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表74及び図表75のとおりである。

図表74 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員	うち通訳翻 訳人の付い た外国人
総数	142	(14.8) 21
強盗致傷	42	(16.7) 7
殺人	33	(3.0) 1
覚せい剤取締法違反	16	(81.3) 13
現住建造物等放火	11	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	-
(準)強姦致死傷	8	-
傷害致死	8	-
集団(準)強姦致死傷	5	-
偽造通貨行使	4	-
強盗致死(強盗殺人)	3	-
建造物等以外放火	1	-
逮捕監禁致死	1	-
強盗強姦	1	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 () は判決人員に対する割合 (%) である。

図表75 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	21
中国語	9
北京語	6
広東語	2
台湾語	1
ポルトガル語	5
スペイン語	3
韓国・朝鮮語	1
英語	1
フィリピン(タガログ)語	1
ポーランド語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

手話通訳人等を付した被告人はいなかった。また、裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、点字翻訳を要したとして報告がなされた事件はなかった。

なお、障害のある裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がなされた事件は3件あった。

図表76 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員

(該当なし)

図表77 手話通訳・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

(該当なし)

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がなされた事件はなかった。

図表78 裁判員法違反事件の処理状況

(該当なし)